

令和7年第6回清須市選挙管理委員会 会議録	
開催年月日	令和7年9月1日（月）
開催場所	清須市役所北館3階 研修室
開会時間	午前10時開会
出席委員	委員長 増 田 温 美 委員 後 藤 幸 平（委員長職務代理者） 委員 竹 田 景 子 委員 石 黒 幸 子
欠席委員	なし
事務局	書記長補佐 杉 原 敏 弘（総務部総務課長） 書記 渡 邊 佑 介（総務部総務課係長） 書記 斯 波 寛 晴（総務部総務課主任）
傍聴の可否	可
傍聴の有無	なし
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 議案第34号 選挙人名簿9月定時登録について 日程第3 議案第35号 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について 日程第4 議案第36号 裁判員候補者予定者名簿の選定について 日程第5 議案第37号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について

◆ 会議の経過

○ 開会

委員長 それでは、ただ今の出席委員は、4人です。

定足数に達しておりますので、地方自治法第189条第1項の規定により、ただ今から、令和7年第6回清須市選挙管理委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○ 日程第1

委員長 会議録署名委員の指名を行います。

清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定に基づき、会議録署名委員には、後藤委員と竹田委員を指名いたします。

○ 日程第 2

委員長 議案第 3 4 号 選挙人名簿 9 月定時登録について、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)
以上でございます。

委員長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

竹田委員 投票所区域の見直しは考えられていますか？

事務局 今後検討してまいります。

委員長 市民からの声が竹田委員のもとに届いているということでしょうか、是非検討して頂きますようよろしくお願いします。

委員長 ほかに質問のある委員は挙手をお願いします。

(挙手なし)

委員長 ご意見もないようです。
それでは、議案第 3 4 号について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 3 4 号は、原案のとおり登録することに決定いたしました。

○ 日程第 3

委員長 議案第 35 号 9 月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)
以上でございます。

委員長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

委員長 ご意見もないようです。
それでは、議案第 35 号について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 35 号は、原案のとおり決定いたしました。

○ 日程第 4

委員長 議案第 36 号 裁判員候補者予定者名簿の選定について、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)
以上でございます。

委員長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

委員長 114 人ということですが、清須市だけの人数ですよね？

事務局	その通りです。昨年度は96人でしたので、大幅に増加しました。
石黒委員	裁判員候補者の年齢要件はありますか？
事務局	選挙人名簿に登録された満20歳以上の人です。上限はありません。 70歳以上であれば裁判員を辞退することができるという制度もあるようです。
後藤委員	最終的に誰が選ばれたかは市も分からないんですよね。
事務局	その通りです。
委員長	ほかに質問のある委員は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
委員長	ご意見もないようです。 それでは、議案第36号について、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
委員長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第36号は、原案のとおり決定しました。

○ 日程第5

委員長	議案第37号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について、 を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
	以上でございます。

委員長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

後藤委員 名古屋第一検察と名古屋第二検察との違いは？

事務局 扱う事件の重さが違います。「第一」は殺人、強盗致死、放火などの重大事件を担当します。一方、「第二」は窃盗、暴行、詐欺など比較的軽い事件を担当します。

委員長 先ほどの裁判員候補者選定人数と比べて、検察審査会審査員候補予定者はかなり少ないように思いますが、何か違いがあるのでしょうか？

事務局 私どもは選定を依頼されている立場になりますので、どういった理由で異なっているかは分かりません。各所管の判断ということになります。それぞれの違いを申し上げますと、裁判員の方は、年齢制限が20歳以上に対して、検察審査会審査員の方は18歳以上から選定される、といった違いはあります。

委員長 ほかに質問のある委員は挙手をお願いします。

(挙手なし)

委員長 ご意見もないようです。

それでは、議案第37号について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり決定しました。

○ 閉会

委員長

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第6回清須市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時28分閉会

清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月1日

委員長	増	田	温	美
署名委員	後	藤	幸	平
署名委員	竹	田	景	子